

平成 13 年 1 月 29 日  
総 務 省

## 「IT時代の競争促進プログラム」の取組状況について

総務省は、昨年 12 月に郵政大臣に対し電気通信審議会から提出された答申「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申～IT時代の競争促進プログラム～」において提言された「2001年中に実施すべき事項」及び「2001年中に結論を得るべき事項」を踏まえ、以下の主要施策について逐次速やかに実施に向けた検討を進める。

**1 電気通信事業法等の一部を改正する法律案（仮称）の検討****(1) 支配的電気通信事業者（仮称）制度の整備**

電気通信役務に関する市場シェアが一定割合を超える等の第一種電気通信事業者（支配的電気通信事業者）に関する制度を設け、当該電気通信事業者が不当な競争を引き起こすような行為を行わないようにするための措置等を講ずるほか、非支配的電気通信事業者等に対する契約約款、電気通信設備の接続等に係る規制の緩和を行う等の所要の措置について検討中。  
【実施時期：本年 3 月を目途として改正法案提出予定】

支配的電気通信事業者の具体的指定基準、当該事業者による不当な競争を引き起こす行為の類型に関するガイドライン等について、情報通信審議会に諮る等して検討。【実施時期：改正法案施行までを目途として整備】

**(2) 電気通信紛争処理委員会（仮称）の創設**

電気通信設備の接続等に関する電気通信事業者間の紛争等の円滑な処理を図るため、総務省に国家行政組織法第 8 条に基づく審議会等として「電気通信紛争処理委員会（仮称）」を設置し、当該委員会が行うあっせん、調停等の紛争処理手続きを定める等の所要の措置について検討中。【実施時期：本年 3 月を目途として改正法案提出予定】

**(3) ユニバーサルサービス確保のための制度整備**

ユニバーサルサービスの提供を確保するため、当該役務の提供を行う適格電気通信事業者の制度を設け、適格電気通信事業者による当該役務の提供に係る経費を電気通信事業者が負担する制度を設ける等の所要の措置について検討中。【実施時期：本年 3 月を目途に改正法案提出予定】

ユニバーサルサービスのコスト算定方法について、引き続き長期増分費用モデル研究会において検討を行う他、ユニバーサルサービスのコスト負担方法等については、情報通信審議会に諮る等して検討。【実施時期：本年2月を目途にパブリックコメントを実施、年内に一定の結論】

なお、ユニバーサルサービス基金の稼働時期については、下記1(4)の検討。

#### (4) インセンティブ活用型競争促進方策の導入等

現在、県内通信にその業務範囲が限定されている東西NTTについて、地域通信分野の競争の進展状況に対応して、総務大臣の認可を受けて業務範囲の拡大を認める等の所要の措置について検討中。【実施時期：本年3月を目途として改正法案提出予定】

上記の認可を行う上での判断基準となる地域通信市場の競争進展の判断基準の具体化を図るため、情報通信審議会に諮る等して検討。【実施時期：改正法施行までに整備】

NTT持株に関する外資規制の緩和その他の所要の措置について検討中。【本年3月を目途として改正法案提出予定】

#### (5) その他の主要改正事項

##### 卸電気通信役務の制度化

第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者が専ら他の電気通信事業者に対して個別契約に基づき提供する電気通信役務（卸電気通信役務）の制度化を図るため、所要の措置等について検討中。【実施時期：本年3月を目途として改正法案提出予定】

##### 線路敷設の円滑化

線路敷設に関する紛争処理機能を充実する観点から、上記1(2)の電気通信紛争処理委員会（仮称）の活用を図るとともに、公有地上の電柱・管路等につき、公物管理者等との間で必要な調整を行う制度とする等の所要の措置について検討中。【実施時期：本年3月を目途として改正法案提出予定】

## 2 接続ルールの整備 (参考資料1)

昨年12月21日の電気通信審議会答申「接続ルールの見直しについて(第一次答申)」において継続検討とされた以下の事項について情報通信審議会における検討結果を踏まえて所要の措置を講じる予定。【実施時期：本年1月18日からパブリックコメント実施中、本年4～6月を目途として答申予定】

光ファイバ設備について地域毎に異なる接続料を設定することの是非  
定額の接続料の具体的な算定方式  
公衆網における事業者向け割引料金の具体的な考え方  
接続関連費用の負担の在り方  
網機能提供計画

## 3 線路敷設ガイドラインの策定 (参考資料2)

光ファイバ網の整備を促進するため、第一種電気通信事業の用に供する線路敷設に関するルールを整備するため、電柱・管路等の提供について、貸与申込み、貸与拒否などの手続きを定めた「電気通信分野における公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン(仮称)」を本年3月末を目途として策定。【実施時期：本年1月17日情報通信審議会諮問、同月22日からパブリックコメント実施中、本年4月施行予定】

## 4 電気通信事業における事業区分の在り方

電気通信事業における事業区分の在り方については、新たに検討の場(研究会等)を設け、今後のネットワークの動向や競争の進展状況、通信と放送の融合化の進展、欧米におけるハード・ソフト分離規制の動向等に配慮しつつ、制度の簡素化の観点等を含め、幅広い観点から検討。【実施時期：本年4月を目途に検討の場を設置、年内を目途として議論の方向性につき一定の結論】

## 5 その他

### (1) NTTの在り方に関するその他の検討事項

外資規制の在り方と国の安全確保方策のための代替措置  
研究開発責務を撤廃する場合の問題点の検証と我が国の研究開発体制の  
在り方

NTT株式の政府保有義務の撤廃に係る方針

等について、情報通信審議会に諮る等して検討。【実施時期：年内に一定の結論】

### (2) 次世代ユニバーサルサービスの支援方策

次世代ユニバーサルサービス（高速インターネットアクセス、移動電話等）の普及加速化に向けた支援措置等について、情報通信審議会に諮る等して検討。【実施時期：年内に一定の結論】

### (3) 意見申出制度の拡充

いわゆるノーアクションレター制度等の導入については、導入に向けた具体的検討を行い、本年中に実施方針を公表する等の所要の措置について検討中。【実施時期：年内に実施方針公表】

(注)なお、ノーアクションレター制度の導入については、「経済構造改革の変革と創造のための行動計画（第3回フォローアップ～新たな経済成長に向けての新行動計画～）」（昨年12月11日閣議決定）の趣旨を踏まえ、政府部内における検討と整合性をもって行う。

意見申出制度の充実を図る観点から、意見申出に係る申請・処理の窓口や様式、期間等その他、処理されるべき行為の類型や処理事例等を内容とする「意見申出制度運営マニュアル（仮称）」を作成、公表。【実施時期：年内目途】

### (4) 消費者行政の強化

上記5(3)と併せて、消費者行政の充実を図る観点から、総務省内に設置されている電気通信消費者相談センターを充実。【実施時期：年内目途】